自治医科大学知的財産ポリシー

1. 目的

自治医科大学は、「医の倫理に徹し、かつ、高度な臨床的実力を有する医師を養成し、 医学の進歩と、地域住民の福祉の向上を図ること」を建学の精神として、わが国の医療、 福祉の充実に大きく貢献してきました。その使命を継続的に果たしていくためには、本学 における研究活動から創作される優れた研究成果を迅速かつ効率的に社会実装に繋げ、 医療、福祉の分野における最先端技術を必要とする人々へ還元しつづけることが重要で あります。

これらを踏まえ、本学は自治医科大学知的財産ポリシーを制定し、社会貢献に必要な知的財産の創出、活用を促進するための基本方針を定めるとともに、研究成果を新たな研究の根源とする知的創造サイクルの基盤構築を目指します。

2. 本ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、次のとおりとします。

- ① 本学と雇用関係にある教職員(常勤、非常勤を問いません)。
- ② 本学と知的財産について契約を交わしている研究員、大学院学生、研究生、学部学生等

3. 知的財産の帰属、承継

- (1) 本学の教職員により創作された職務上の研究成果に基づく知的財産に係る権利は、 原則的に本学が承継し本学に帰属されます。ただし、本学が承継しないと決定した知的 財産に係る権利は創作した教職員に帰属されます。
- (2) 学外機関等との共同・受託研究、政府からの研究資金に基づいて創作された知的財産についての本学の持分は、それぞれの契約において規定されます。

4. 評価及び補償

- (1) 本学は、研究業績の評価基準として研究論文等と並んで知的財産を重視し、知的財産の権利化及びその活用への貢献を教職員等の評価に反映させるよう努力するものとします。
- (2) 本学は、職務上の研究成果に基づく知的財産権の実施又は譲渡等により収益(収入)を得たときは、当該知的財産権に係る発明者に対し、収益の一部を実施補償金として還元して研究のインセンティブを高めるとともに、当該収益を本学の新たな知の創造に役立てます。

5. 知的財産の管理及び活用促進のための体制等

- (1) 社会の流動性に対して、本学における知的財産の適正な管理及び活用を促進するため迅速な意思決定を行い、社会背景にあわせた仕組みやルールを構築します。
- (2) 知的財産権の取得や技術移転のため、また、知的財産権の係争・訴訟対応等のために 関係機関等との連携を図ります。
- (3) 本学は、本ポリシーに基づき知的財産に関する業務を遂行するため、組織、体制の整備に努めます。

6. 透明性の維持

本学は、知的財産の運用に関して関連する法令を遵守し、企業等の外部機関との産学連携活動において透明性の高い対等な関係を構築し、社会に対する十分な説明責任を果たします。